

証券コード 3550

平成29年5月12日

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
株式会社スタジオアタオ
代表取締役社長 瀬 尾 訓 弘

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月26日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年5月29日（月曜日）午後1時30分 |
| 2. 場 所 | 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第13期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.atao.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年 3 月 1 日から)  
(平成29年 2 月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られた一方、中国をはじめとする世界経済の減速懸念、英国のEU離脱問題、米国の新政権発足による政策動向など、景気の先行については不透明な状況が続いております。当社グループの主要な関連業界である百貨店を含む小売業界におきましても、消費マインドの低下が継続する厳しい状況となっております。

このような環境のなか、当社グループは、「ファッションにエンタテインメントを」を理念とし、オリジナルバッグ・財布等の提供を通じて「お客様に非日常のワクワク感を提供すること」を目指し、引き続きインターネット販売の強化、人材の確保と育成、新規出店や新ブランドの展開等に取り組んでまいりました。また、オンラインショップと店舗の一層の連携を図るべく、販売促進費の増額、SNS活動の強化、自社ブランドのポータルブログを活用したO2O戦略の強化等を行った結果、インターネット販売が1,491,730千円（前連結会計年度比49.9%増）、店舗販売が1,218,764千円（同38.6%増）となり、ともに好調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,869,534千円（前連結会計年度比47.6%増）、営業利益は461,806千円（同88.4%増）、経常利益は444,470千円（同76.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は303,395千円（同92.6%増）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、52,920千円であり、その主なものは新規出店投資であります。

##### ③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行51,000株により、142,167千円、また、第三者割当増資（オーバーアロットメント）33,000株により、91,990千円の資金を調達しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 10 期<br>(平成26年 2 月期) | 第 11 期<br>(平成27年 2 月期) | 第 12 期<br>(平成28年 2 月期) | 第 13 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年 2 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | -                      | -                      | 1,944,346              | 2,869,534                           |
| 経 常 利 益(千円)             | -                      | -                      | 252,099                | 444,470                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | -                      | -                      | 157,530                | 303,395                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円)         | -                      | -                      | 78.77                  | 150.29                              |
| 総 資 産(千円)               | -                      | -                      | 850,912                | 1,497,588                           |
| 純 資 産(千円)               | -                      | -                      | 465,564                | 1,003,117                           |
| 1 株当たり純資産 (円)           | -                      | -                      | 232.78                 | 481.34                              |

- (注) 1. 当社は平成28年9月16日をもって普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第12期(平成28年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当社グループでは、当連結会計年度から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第12期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 10 期<br>(平成26年 2 月期) | 第 11 期<br>(平成27年 2 月期) | 第 12 期<br>(平成28年 2 月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年 2 月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 627,313                | 1,108,553              | 1,944,346              | 2,869,534                         |
| 経 常 利 益(千円)     | 132,375                | 175,976                | 246,465                | 443,274                           |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 82,095                 | 117,555                | 152,174                | 302,596                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 41.05                  | 58.78                  | 76.09                  | 149.90                            |
| 総 資 産(千円)       | 390,904                | 467,533                | 803,068                | 1,478,835                         |
| 純 資 産(千円)       | 190,478                | 308,033                | 460,208                | 996,964                           |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 95.24                  | 154.02                 | 230.10                 | 478.39                            |

- (注) 1. 当社は平成27年2月26日をもって普通株式1株につき10株の株式分割、平成28年9月16日をもって普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第10期(平成26年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第10期(平成26年2月期)につきましては、決算期変更により平成25年7月1日から平成26年2月28日までの8ヶ月間となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                             | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                   |
|-----------------------------------|----------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| ロベルタ ディ カメ<br>リーノ ファーイー<br>スト株式会社 | 20,000千円 | 100%     | イタリアファッションブラン<br>ド「Roberta di Camerino」の<br>企画管理及び直営店での小売<br>販売 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「内部管理体制の強化」「人材の確保・育成」「生産体制の強化」「新規販売チャネルの展開」「既存のお客様向けサービスの強化」を対処すべき特に重要な課題としており、その実現に向けて、引続き積極的に取り組んでまいります。

#### ① 内部管理体制の強化

当社グループの円滑な拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、従来以上に大切であると考えております。こうした観点から、内部管理体制の一層の充実、管理部門の体制強化を図ってまいります。

#### ② 人材の確保・育成

当社グループにとって、店舗従業員等の確保・育成は重要な経営課題であり、優秀な人材確保のため、今後は様々な採用チャネルを活用していく方針です。当期においては、株式上場を機に新卒採用を開始しております。それに伴い、採用コストが今まで以上にかかることとなりますが、会社の成長には必要不可欠なものと考えております。また、転勤のない正社員の採用や時短勤務を取り入れる等、雇用の多様化も図ってまいります。

#### ③ 生産体制の強化

当社グループでは、お客様のニーズにより早く、確かな品質で応えることができるような供給システムを構築するため、技術指導等による生産管理委託先及び生産工場の育成に取り組んでおります。

#### ④ 新規販売チャネルの展開

当社グループは、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、海外進出、新ブランド「ILEMER」（※）を含むキャラクタービジネス、ライセンス事業等の新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。そのため、システム投資、広告宣伝費等の追加費用が発生する可能性があります。消費者的購買行動の変化に対して適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たなお客様層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。

※平成28年10月より、新ブランド「ILEMER」によるキャラクターを活用したプレミアムエコバッグ事業の展開を開始しております。

#### ⑤ 既存のお客様向けサービスの強化

当社グループは、新規のお客様の獲得に取り組むと同時に、既存のお客様に対するサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、オリジナルバッグ等の企画・販売、直営店舗の運営、インターネット店舗の運営、キャラクター商品の企画・販売を主な事業として取り組んでおります。

#### (6) 主要な事業所（平成29年2月28日現在）

##### ① 当社

|         |                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 兵庫県神戸市中央区                                                                                                                                                                                      |
| 東 京 本 社 | 東京都中央区                                                                                                                                                                                         |
| 物 流 倉 庫 | 広島県三原市                                                                                                                                                                                         |
| 店 舗     | ATAO神戸本店（兵庫県神戸市）<br>ATAO新宿店（東京都新宿区）<br>ATAO神戸大丸店（兵庫県神戸市）<br>ATAO有楽町店（東京都千代田区）<br>ATAO横浜店（横浜市西区）<br>IANNEヒルトン本店（大阪市北区）<br>IANNE神戸店（兵庫県神戸市）<br>IANNE横浜店（横浜市西区）<br>ROBERTA DI CAMERINO本店（東京都千代田区） |

（注）上記店舗に加えて、平成29年3月にIANNE銀座店（東京都中央区）をオープンしております。

② 子会社

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| ロベルタ ディ カメ<br>リーノ ファーイー<br>スト 株 式 会 社 | 本社（東京都中央区） |
|---------------------------------------|------------|

(7) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 46（6）名  | 10名増（2名増）   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて10名増加しておりますが、これは新規出店等に伴う採用によるものであります。
3. 当社グループはファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 46（6）名  | 10名増（2名増） | 31.7歳   | 2.9年        |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて10名増加しておりますが、これは新規出店等に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額    |
|---------------------|----------|
| 兵 庫 信 用 金 庫         | 58,266千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 41,302千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年11月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,084,000株
- ③ 株主数 848名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|----------|---------|
| 瀬 尾 訓 弘                                              | 546,900株 | 26.24%  |
| 株 式 会 社 セ ブ ン オ ー                                    | 400,000  | 19.19   |
| 黒 越 誠 治                                              | 205,000  | 9.83    |
| 株 式 会 社 九 六                                          | 205,000  | 9.83    |
| G O L D M A N S A C H S<br>I N T E R N A T I O N A L | 96,717   | 4.64    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株<br>式 会 社 （ 信 託 口 ）                 | 91,500   | 4.39    |
| C B N Y - G O V E R N M E N T O F<br>N O R W A Y     | 55,000   | 2.63    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                    | 43,200   | 2.07    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                                      | 22,100   | 1.06    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC)        | 21,983   | 1.05    |

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

#### イ. 発行可能株式総数

- a. 平成28年8月24日開催の取締役会決議により、平成28年9月16日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は2,397,600株増加し、2,400,000株となっております。
- b. 平成28年9月21日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は5,600,000株増加し、8,000,000株となっております。

#### ロ. 発行済株式の総数

- a. 平成28年8月24日開催の取締役会決議により、平成28年9月16日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は1,998,000株増加し、2,000,000株となっております。

b. 平成28年11月28日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行51,000株及び平成28年12月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行33,000株により、発行済株式の総数は84,000株増加し、2,084,000株となっております。

#### ハ. 単元株式数

平成28年8月24日開催の取締役会決議により、平成28年9月16日付で1単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回新株予約権                                         | 第 2 回新株予約権                                         |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成27年 2 月11日                                       | 平成28年 1 月19日                                       |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 4個                                                 | 62個                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 4,000株<br>(新株予約権 1 個につき1,000株)<br>(注) 1       | 普通株式 62,000株<br>(新株予約権 1 個につき1,000株)<br>(注) 1      |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>200,000円<br>(1 株当たり 200円)<br>(注) 1 | 新株予約権 1 個当たり<br>200,000円<br>(1 株当たり 200円)<br>(注) 1 |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成29年 2 月27日から<br>平成37年 2 月11日まで                   | 平成30年 2 月 4 日から<br>平成38年 1 月19日まで                  |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                              | (注) 2                                              |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 1名           | 新株予約権の数 62個<br>目的となる株式数 62,000株<br>保有者数 1名         |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名            | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名            |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名            | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名            |

(注) 1. 平成28年 8 月24日開催の取締役会決議により、平成28年 9 月16日付で普通株式 1 株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

### 2. 行使条件

- (1) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、本新株予約権の行使は認められない。
  - ① 会社又は子会社の取締役又は監査役
  - ② 会社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (2) 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                     |
|---------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 瀬 尾 訓 弘 | ロベルタ ディ カメリーノ<br>ファーイースト株式会社代表取<br>締役社長                                          |
| 取 締 役         | 籠 谷 雅   | 事業部ゼネラルマネージャー                                                                    |
| 取 締 役         | 長 南 伸 明 | 経営戦略室長<br>株式会社bitFlyer社外取締役<br>株式会社レジェンド・パートナ<br>ーズ社外取締役<br>株式会社ネットジャパン社外監<br>査役 |
| 取 締 役         | 柏 木 優 子 | 事業部商品管理担当                                                                        |
| 取 締 役         | 松 本 浩 介 | ピクスタ株式会社社外取締役<br>KLab株式会社社外取締役                                                   |
| 取 締 役         | 森 下 俊 光 | 株式会社ZAIZEN取締役                                                                    |
| 常 勤 監 査 役     | 田 中 利 幸 |                                                                                  |
| 監 査 役         | 松 尾 芳 憲 |                                                                                  |
| 監 査 役         | 須 田 仁 之 | 有限会社スダックス取締役<br>弁護士ドットコム株式会社社外<br>監査役                                            |

- (注) 1. 取締役松本浩介及び取締役森下俊光は、社外取締役であります。
2. 監査役田中利幸、松尾芳憲及び須田仁之は、社外監査役であります。
3. 平成28年5月31日開催の第12期定時株主総会において、松本浩介が新たに取締役に選任され、就任し、また平成28年6月24日開催の臨時株主総会において、森下俊光が新たに取締役に選任され、平成28年7月1日付で就任いたしました。
4. 平成28年5月31日開催の第12期定時株主総会において、須田仁之が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2) | 78,660千円<br>(2,400) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 5,025<br>(5,025)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(5)  | 83,685<br>(7,425)   |

(注) 平成22年8月16日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松本浩介は、ピクスタ株式会社及びKLab株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役森下俊光は、株式会社ZAIZENの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役須田仁之は、有限会社スダックスの取締役及び弁護士ドットコム株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 松 本 浩 介 | 平成28年5月31日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、他社の代表取締役や上場会社のCFO等を歴任したことによる上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティ等に関して、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 取締役 森 下 俊 光 | 平成28年7月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、他社の取締役に就任している豊富な経験や幅広い知識に基づき、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                            |
| 監査役 田 中 利 幸 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社での監査役として培われた豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。                                                  |
| 監査役 松 尾 芳 憲 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社での監査役として培われた豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。                                                  |
| 監査役 須 田 仁 之 | 平成28年5月31日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社の取締役や上場企業の監査役として培われた豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。                           |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 12,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模、事業内容に対応したものであるかを検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成業務に係る対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分の概要

新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成28年7月20日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び「文書管理規程」の定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
- ・取締役及び監査役の要求があった場合には、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を提出する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理に関する基本的事項を定め、経営を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を行うべく「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ・当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
- ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のリスク管理状況を確認する。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
  - ・取締役会は、中期経営計画及び各事業年度の予算を決定し、各部門がその目標達成のための具体案を立案、実行する。
  - ・「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役会、代表取締役及び各取締役の役割と権限を明確にする。
- ④ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ・コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
  - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンス状況、業務執行状況を確認する。
  - ・法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正すべく、外部の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業を統括的に管理する部署を定め、子会社におけるコンプライアンス状況、リスク管理状況等を把握するとともに、職務の執行状況の報告を受ける。また、子会社における重要事項の決定にあたっては、当社の取締役会の承認を受けるものとする。
  - ・内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
  - ・子会社の使用人を内部通報制度の利用者に含める。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上で補助使用人を任命する。
  - ・ 補助使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、補助使用人の異動・評価等については監査役の同意を要する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する。
  - ・ 取締役及び使用人は内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンス状況、内部通報制度で通報された事案の内容の他、監査役からの要請に応じて必要な報告を行う。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社及び子会社は前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役及び内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ・ 監査役は取締役会以外の重要な会議にも出席できるものとする。
  - ・ 監査役が法律・会計等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

取締役会は取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、監査役出席のもと開催しております。当事業年度においては取締役会を18回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、監査役3名は全て社外監査役であり、取締役会及びその他の重要な会議に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施しております。

内部監査については、内部監査担当者が監査計画を策定の上、業務全般に関して法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行の手続の妥当性等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産   | 1,308,998 | 流 動 負 債           | 389,989   |
| 現金及び預金    | 698,854   | 買 掛 金             | 77,603    |
| 売 掛 金     | 210,382   | 一年内返済予定の<br>長期借入金 | 23,244    |
| 商 品       | 369,398   | 未 払 金             | 113,362   |
| 繰延税金資産    | 16,154    | 未払法人税等            | 101,695   |
| そ の 他     | 14,208    | そ の 他             | 74,084    |
| 固 定 資 産   | 188,589   | 固 定 負 債           | 104,481   |
| 有形固定資産    | 120,624   | 長期借入金             | 76,324    |
| 建物及び構築物   | 90,635    | 退職給付に係る負債         | 5,261     |
| そ の 他     | 29,988    | 資産除去債務            | 22,895    |
| 無形固定資産    | 6,986     | 負 債 合 計           | 494,470   |
| 投資その他の資産  | 60,979    | (純資産の部)           |           |
| 資 産 合 計   | 1,497,588 | 株 主 資 本           | 1,003,117 |
|           |           | 資 本 金             | 127,079   |
|           |           | 資 本 剰 余 金         | 117,079   |
|           |           | 利 益 剰 余 金         | 758,959   |
|           |           | 純 資 産 合 計         | 1,003,117 |
|           |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 1,497,588 |

# 連結損益計算書

(平成28年 3 月 1 日から)  
(平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 2,869,534 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,048,308 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,821,226 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,359,420 |
| 営 業 利 益                 |         | 461,806   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 家 賃                 | 1,344   |           |
| そ の 他                   | 182     | 1,526     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 1,618   |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 17,242  | 18,861    |
| 経 常 利 益                 |         | 444,470   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |         | 444,470   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 144,823 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △3,747  | 141,075   |
| 当 期 純 利 益               |         | 303,395   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         | 303,395   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年 3 月 1 日から)  
(平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |           | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計    |           |
| 当連結会計年度期首残高             | 10,000  | —         | 455,564   | 465,564   | 465,564   |
| 当連結会計年度変動額              |         |           |           |           |           |
| 新 株 の 発 行               | 117,079 | 117,079   |           | 234,158   | 234,158   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 303,395   | 303,395   | 303,395   |
| 当連結会計年度変動額合計            | 117,079 | 117,079   | 303,395   | 537,553   | 537,553   |
| 当連結会計年度末残高              | 127,079 | 117,079   | 758,959   | 1,003,117 | 1,003,117 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・商品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### ③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

##### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

##### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、  
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）  
及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）  
等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

### (2) 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 51,969千円 |
|----------------|----------|

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,084,000株 |
|------|------------|

### (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |        |
|------|--------|
| 普通株式 | 4,000株 |
|------|--------|

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、原則として百貨店等商業施設運営会社などの信用度の高い相手先に集約すること及び与信管理規程等に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に残高を管理することにより、リスクの低減を行っております。

営業債務である買掛金は1ヶ月以内の支払期日であり、未払金もその殆どが1ヶ月以内の支払期日です。

借入金の資金使途は、運転資金及び設備投資資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                     | 698,854            | 698,854    | —          |
| (2) 売掛金                        | 210,382            | 210,382    | —          |
| 資産計                            | 909,237            | 909,237    | —          |
| (1) 買掛金                        | 77,603             | 77,603     | —          |
| (2) 未払金                        | 113,362            | 113,362    | —          |
| (3) 未払法人税等                     | 101,695            | 101,695    | —          |
| (4) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 99,568             | 99,568     | —          |
| 負債計                            | 392,229            | 392,229    | —          |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

いずれも変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

481円34銭

(2) 1株当たり当期純利益

150円29銭

(注)当社は、平成28年9月16日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

---

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,264,519</b> | <b>流動負債</b>       | <b>377,390</b>   |
| 現金及び預金          | 658,183          | 買掛金               | 71,219           |
| 売掛金             | 208,828          | 一年内返済予定の<br>長期借入金 | 23,244           |
| 商品              | 369,398          | 未払金               | 109,346          |
| 前払費用            | 11,906           | 未払費用              | 12,821           |
| 繰延税金資産          | 16,154           | 未払法人税等            | 101,170          |
| その他             | 48               | 前受金               | 53,100           |
| <b>固定資産</b>     | <b>214,315</b>   | 預り金               | 6,488            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>120,624</b>   | <b>固定負債</b>       | <b>104,481</b>   |
| 建物              | 90,279           | 長期借入金             | 76,324           |
| 構築物             | 355              | 退職給付引当金           | 5,261            |
| 車両運搬具           | 1,031            | 資産除去債務            | 22,895           |
| 工具、器具及び備品       | 27,877           | <b>負債合計</b>       | <b>481,871</b>   |
| 建設仮勘定           | 1,080            | <b>(純資産の部)</b>    |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,686</b>     | <b>株主資本</b>       | <b>996,964</b>   |
| ソフトウェア          | 6,686            | <b>資本金</b>        | <b>127,079</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>87,005</b>    | <b>資本剰余金</b>      | <b>117,079</b>   |
| 関係会社株式          | 30,456           | 資本準備金             | 117,079          |
| 出資金             | 50               | <b>利益剰余金</b>      | <b>752,805</b>   |
| 差入保証金           | 40,033           | その他利益剰余金          | 752,805          |
| 繰延税金資産          | 3,852            | 繰越利益剰余金           | 752,805          |
| 保険積立金           | 12,612           | <b>純資産合計</b>      | <b>996,964</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,478,835</b> | <b>負債純資産合計</b>    | <b>1,478,835</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成28年 3 月 1 日から)  
(平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,869,534 |
| 売 上 原 価                 | 1,048,308 |
| 売 上 総 利 益               | 1,821,226 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,360,531 |
| 営 業 利 益                 | 460,694   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 家 賃                 | 1,344     |
| そ の 他                   | 97        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 1,618     |
| 上 場 関 連 費 用             | 17,242    |
| 経 常 利 益                 | 443,274   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 443,274   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 144,297   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △3,619    |
| 当 期 純 利 益               | 302,596   |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年 3 月 1 日から)  
(平成29年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |             |           |             |              | 純 資 産 計<br>合 計 |
|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|--------------|----------------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |             | 株主資本計<br>合 計 |                |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | その他利益剰余金  | 利益剰余金計<br>合 |              |                |
|           |         |           |             | 繰越利益剰余金   |             |              |                |
| 当 期 首 残 高 | 10,000  | －         | －           | 450,208   | 450,208     | 460,208      | 460,208        |
| 当 期 変 動 額 |         |           |             |           |             |              |                |
| 新 株 の 発 行 | 117,079 | 117,079   | 117,079     |           |             | 234,158      | 234,158        |
| 当 期 純 利 益 |         |           |             | 302,596   | 302,596     | 302,596      | 302,596        |
| 当期変動額合計   | 117,079 | 117,079   | 117,079     | 302,596   | 302,596     | 536,755      | 536,755        |
| 当 期 末 残 高 | 127,079 | 117,079   | 117,079     | 752,805   | 752,805     | 996,964      | 996,964        |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                 |                                                |
|-----------------|------------------------------------------------|
| ① 子会社株式         | 移動平均法による原価法                                    |
| ② たな卸資産<br>・ 商品 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

工具、器具及び備品 3年～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 株式交付費 | 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。 |
|-------|--------------------------|

#### (4) 引当金の計上基準

|         |                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却

方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 51,969千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                        | 4,440千円  |
| ② 短期金銭債務                        | 9,375千円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

|           |         |
|-----------|---------|
| 関係会社との取引高 |         |
| 業務委託料     | 1,111千円 |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 未払事業税           | 6,641千円  |
| たな卸資産           | 9,487千円  |
| 資産除去債務          | 7,006千円  |
| その他             | 2,561千円  |
| 繰延税金資産合計        | 25,696千円 |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △5,689千円 |
| 繰延税金負債合計        | △5,689千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 20,007千円 |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

| 種類                                | 会社等の名称又は氏名          | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業                                                      | 議決権等の所有(被所有)割合(%)  | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額(千円)  | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----------------------------------|---------------------|--------|--------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|----------|-----------|-----|----------|
| 主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (株)デジサーチアンドアドバタイジング | 東京都渋谷区 | 50,000       | Webショッピングサイトの制作・コンサルティング・インターネットショップの運営・小売店舗ブランドイメージ構築コンサルティング | (被所有) 直接 — [19.68] | 当社商品の販売   | 商品の販売    | 1,502,368 | 売掛金 | 78,174   |
|                                   |                     |        |              |                                                                |                    |           | 販売促進費の支払 | 414,027   | 未払金 | 16,907   |
|                                   |                     |        |              |                                                                |                    |           | 手数料の支払   | 170,096   |     |          |

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 株式会社デジサーチアンドアドバタイジングは、同社の代表取締役である黒越誠治氏及び同氏の資産管理会社が合わせて当社の発行済株式総数の50.0%を保有していたことから、同社は当社のその他の関係会社となっておりましたが、当事業年度における当社上場に伴う新株式発行及び同氏による当社株式の一部売出しにより、同社は当社のその他の関係会社には該当しないこととなりました。ただし、黒越誠治氏が引続き当社の主要株主であることから、株式会社デジサーチアンドアドバタイジングは、当社の関連当事者に該当しております。議決権等の所有割合又は被所有割合の〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
- 3 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 478円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 149円90銭 |

(注)当社は、平成28年9月16日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

---

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年4月18日

株式会社スタジオアタオ

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

笹 山 直 孝 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

新 居 幹 也 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアタオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年4月18日

株式会社スタジオアタオ

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

笹 山 直 孝 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

新 居 幹 也 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月25日

株式会社スタジオアタオ 監査役会

常勤監査役 田 中 利 幸 ⑩  
(社外監査役)

監 査 役 松 尾 芳 憲 ⑩  
(社外監査役)

監 査 役 須 田 仁 之 ⑩  
(社外監査役)

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンスの一層の充実等により、当社の更なる企業価値の向上を図るため、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく、これに伴い、必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総 則                       | 第1章 総 則                       |
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)               |
| (機関構成)                        | (機関構成)                        |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1)取締役会                       | (1)取締役会                       |
| (2) <u>監査役</u>                | (2) <u>監査等委員会</u>             |
| (3) <u>監査役会</u>               | (削除)                          |
| (4) <u>会計監査人</u>              | (3) <u>会計監査人</u>              |
| 第5条 (条文省略)                    | 第5条 (現行どおり)                   |
| 第2章 株 式                       | 第2章 株 式                       |
| 第6条～第12条 (条文省略)               | 第6条～第12条 (現行どおり)              |
| 第3章 株主総会                      | 第3章 株主総会                      |
| 第13条～第18条 (条文省略)              | 第13条～第18条 (現行どおり)             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="293 264 687 297">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="220 360 304 394">(員数)</p> <p data-bbox="201 412 778 495">第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="448 557 533 591">(新設)</p> <p data-bbox="220 707 365 741">(選任方法)</p> <p data-bbox="201 759 778 842">第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="300 954 778 1184">2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="300 1202 778 1285">3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="220 1348 304 1382">(任期)</p> <p data-bbox="201 1400 778 1581">第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p data-bbox="906 264 1300 297">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="833 360 917 394">(員数)</p> <p data-bbox="813 412 1391 544">第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="906 562 1391 645"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="833 707 978 741">(選任方法)</p> <p data-bbox="813 759 1391 940">第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p data-bbox="906 958 1161 992">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="906 1202 1161 1236">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="833 1348 917 1382">(任期)</p> <p data-bbox="813 1400 1391 1626">第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p>     | <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                                                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。<u>。</u></p> |

| 現 行 定 款         | 変 更 案                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)            | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加<br><u>わることができる監査等委員の過半</u><br><u>数が出席し、その過半数をもって行</u><br><u>う。</u>                                                                           |
| (新設)            | <u>(監査等委員会議事録)</u><br>第34条 監査等委員会における議事の経<br><u>過の要領及びその結果並びにその他</u><br><u>法令で定める事項は、議事録に記載</u><br><u>又は記録し、出席した監査等委員が</u><br><u>これに記名押印又は電子署名する。</u>                                     |
| (新設)            | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第35条 監査等委員会に関する事項は、法<br><u>令又は本定款のほか、監査等委員会</u><br><u>において定める監査等委員会規程に</u><br><u>よる。</u>                                                                             |
| 第6章 会計監査人       | 第6章 会計監査人                                                                                                                                                                                 |
| 第41条～第42条（条文省略） | 第36条～第37条 （現行どおり）                                                                                                                                                                         |
| 第7章 計 算         | 第7章 計 算                                                                                                                                                                                   |
| 第43条～第46条（条文省略） | 第38条～第41条（現行どおり）                                                                                                                                                                          |
| (新設)            | <u>附則</u><br><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措</u><br><u>置)</u><br><u>第13期定時株主総会終結前の監査役（監</u><br><u>査役であった者を含む。）の行為に関する</u><br><u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限</u><br><u>定する契約については、なお従前の例によ</u><br><u>る。</u> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | せ お く に ひろ<br>瀬尾 訓弘<br>(昭和51年4月3日)   | 平成12年4月 株式会社ベルシステム24入<br>社<br>平成14年12月 学校法人河合塾入社<br>平成17年2月 当社設立 代表取締役社長（現<br>任）<br>平成27年5月 ロベルタ ディ カメリーノ フ<br>ァーイースト株式会社代表取<br>締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト<br>株式会社代表取締役社長 | 546,900株       |
| 2          | か ご た に み や び<br>籠谷 雅<br>(昭和52年7月4日) | 平成14年4月 株式会社クリケット入社<br>平成19年3月 有限会社イーコンセプトラブ<br>入社<br>平成21年5月 当社入社<br>平成23年4月 当社事業部マネージャー<br>平成25年3月 当社事業部ゼネラルマネー<br>ジャー<br>平成27年6月 当社取締役事業部ゼネラルマ<br>ネージャー（現任）                                     | 一株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | ちょうなん のぶあき<br>長南 伸明<br>(昭和48年9月9日) | <p>平成8年4月 太田昭和監査法人入所<br/>平成11年4月 公認会計士登録<br/>平成20年7月 新日本有限責任監査法人パート<br/>ナー<br/>平成27年8月 税理士登録<br/>平成27年8月 株式会社bitFlyer社外取締役<br/>(現任)<br/>平成27年9月 当社取締役<br/>平成27年9月 株式会社レジェンド・パート<br/>ナーズ社外取締役(現任)<br/>平成28年3月 当社取締役経営戦略室長(現<br/>任)<br/>平成28年6月 株式会社ネットジャパン社外<br/>監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社bitFlyer社外取締役<br/>株式会社レジェンド・パートナーズ社外取<br/>締役<br/>株式会社ネットジャパン社外監査役</p> | 一株             |
| 4          | かしわぎ ゆうこ<br>柏木 優子<br>(昭和59年8月7日)   | <p>平成19年4月 株式会社サンワ・アイ入社<br/>平成21年9月 当社入社<br/>平成27年6月 当社取締役管理部ゼネラルマ<br/>ネージャー<br/>平成27年11月 当社取締役事業部商品管理担<br/>当(現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | 一株             |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | まつもと こうすけ<br>松本 浩介<br>(昭和42年6月2日)<br>【社外取締役】 | 平成10年6月 時刻表情報サービス株式会社<br>取締役<br>平成11年6月 時刻表情報サービス株式会社<br>代表取締役<br>平成16年7月 株式会社ザッパラス取締役<br>平成23年6月 株式会社enish取締役<br>平成28年3月 ピクスタ株式会社社外取締役<br>(現任)<br>平成28年3月 KLab株式会社社外取締役(現<br>任)<br>平成28年5月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>ピクスタ株式会社社外取締役<br>KLab株式会社社外取締役 | 一株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2          | 須田 仁之<br>(昭和48年7月21日)<br>【社外取締役】        | 平成8年4月 イマジニア株式会社入社<br>平成9年10月 ジェイ・スカイ・ビー株式会<br>社入社<br>平成11年7月 株式会社コミュニケーション<br>オンライン取締役<br>平成11年8月 株式会社デジタルクラブ入社<br>平成14年8月 株式会社コミュニケーション<br>オンライン取締役<br>平成14年10月 株式会社アエリア取締役<br>平成14年12月 有限会社スダックス設立 取<br>締役（現任）<br>平成25年2月 弁護士ドットコム株式会社社<br>外監査役（現任）<br>平成28年5月 当社社外監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>有限会社スダックス取締役<br>弁護士ドットコム株式会社社外監査役 | 一株             |
| 3          | 吉羽 真一郎<br>(昭和48年11月4日)<br>【社外取締役】<br>新任 | 平成21年1月 森・濱田松本法律事務所パー<br>トナー<br>平成21年4月 青山学院大学法科大学院客員<br>教授<br>平成23年10月 株式会社enish社外監査役(現<br>任)<br>平成27年1月 潮見坂綜合法律事務所パート<br>ナー（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社enish社外監査役<br>潮見坂綜合法律事務所パートナー                                                                                                                                             | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本浩介、須田仁之、吉羽真一郎は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。
4. 社外取締役候補者の松本浩介は、他社の代表取締役や取締役を歴任し豊富な経験や幅広い知識を有しており、特に上場会社のCFOの経験も有していることから、上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティに関する知見も深く、当社のガバナンス体制の充実、強化が期

待できると判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、松本浩介は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

5. 社外取締役候補者の須田仁之は、他社の取締役や監査役として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社のガバナンス体制の一層の充実が期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。また、須田仁之は現在当社の社外監査役であります、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役候補者の吉羽真一郎は、弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、他社の監査役等を歴任しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、松本浩介及び須田仁之の両名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結しております。両名の選任が承認された場合、当社は両名と当該契約を継続する予定であります。また、吉羽真一郎が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

（責任限定契約の内容の概要）

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。

8. 当社は、松本浩介及び須田仁之を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両名の選任が承認された場合は、当社は引き続き両名を独立役員とする予定であります。また、吉羽真一郎が選任された場合には、独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| もりした としみつ<br>森下 俊光<br>(昭和48年10月9日)<br>【社外取締役】 | 平成10年10月 朝日監査法人入所<br>平成14年 4 月 公認会計士登録<br>平成15年 3 月 優成監査法人入所<br>平成15年11月 新日本有限責任監査法人入所<br>平成23年11月 東京証券取引所自主規制法人<br>出向<br>平成25年 6 月 新日本有限責任監査法人帰任<br>平成28年 6 月 新日本有限責任監査法人退所<br>平成28年 7 月 株式会社ZAIZEN CFO<br>平成28年 7 月 当社社外取締役（現任）<br>平成28年 9 月 株式会社ZAIZEN取締役（現<br>任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ZAIZEN取締役 | 一株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森下俊光は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。
4. 補欠の社外取締役候補者の森下俊光は、公認会計士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、東京証券取引所自主規制法人への出向経験を有していることから、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、森下俊光は現在当社の社外取締役であります、社外取締役とし

ての在任期間は本総会終結の時をもって11ヶ月となります。

5. 当社は、森下俊光が選任され、社外取締役就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

（責任限定契約の内容の概要）

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。

6. 当社は、森下俊光が選任され、社外取締役就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成22年8月16日開催の第6期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、同額の年額200,000千円以内と設定させていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

メ モ

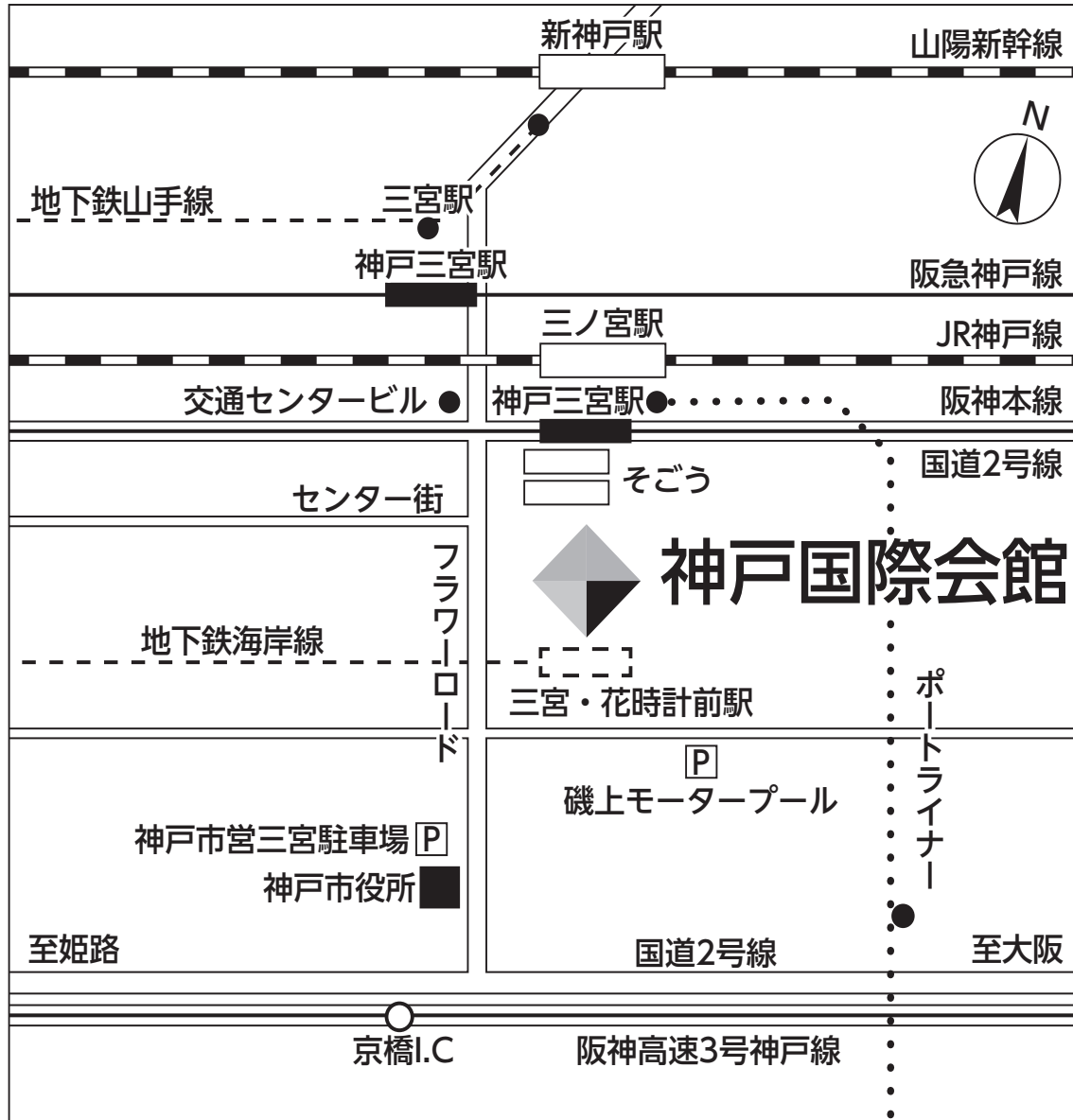
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号  
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場  
TEL 078-230-3196



交通 JR 三ノ宮駅より 徒歩3分  
阪急電車 神戸三宮駅より徒歩3分  
阪神電車 神戸三宮駅より徒歩2分  
神戸市営地下鉄山手線 三宮駅より徒歩5分  
神戸市営地下鉄海岸線 三宮・花時計前駅より直結

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。